

郵便はがき



412-0026

御殿場市東田中二丁目●番●号

ごてんば こめこ 様

このはがきは
接種券ではありません！



重要なお知らせ 令和4年5月27日
新型コロナワクチン
追加接種（4回目）に関するお知らせ
御殿場市役所健康推進課（御殿場市保健センター）

【新型コロナワクチン4回目接種について】
予防接種法の特例臨時接種として、新型コロナ
ウイルス感染症の重症化予防を目的に4回目接
種の実施が始まります。

◆4回目接種の対象となる方（令和4年5月25日現在）
3回目接種日から5か月以上経過した次の方が
対象となります。

- ①60歳以上の方
- ②基礎疾患を有する18歳～59歳の方
- ③その他新型コロナウイルス感染症にかかった
場合の重症化リスクが高いと医師が認める
18歳～59歳の方

※18歳～59歳の方の4回目の接種は、現時点で
予防接種法上の努力義務は適用されません。

0000123456

※このはがきは、1・2回目接種の際に「基礎疾患
を有する者の確認書」を提出された方にお送りし
ています。

左記対象者のうち②に該当する方で、4回目接
種を希望する方は、接種券（予診票）の発行に
おいて、御殿場市では申請が必要となります。

**このはがきが届いた方は、1・2回目
接種の際に「基礎疾患を有する者の確
認書」を提出されているため、申請は
不要です。**

4回目の接種券（予診票）は、3回目接種から
5か月経過した方から、順次発送します。

※ワクチン接種は強制では
ありません。
予防接種による重症化予防効果と
副反応のリスク双方について
理解したうえで、
本人の同意をもとに実施します。



【問い合わせ先】 御殿場市役所健康推進課
（御殿場市保健センター）

Tel.0550-82-1111